



現職及び元政府職員並びにその親類の採用及び保持

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [手続](#)

[付属 1：定義](#)

[付属書類 2：手続及び要件](#)

[同封物 1：米国連邦政府「回転ドア」法令 概要](#)

[同封物 2：米国連邦政府「回転ドア」アンケート](#)

[同封物 3：米国連邦政府「回転ドア」助言通達](#)

A. 概要

United Technologies Corporation が現職及び元政府職員、並びにそれらの関連当事者と、従業員又はベンダーとして採用又は保持することについて話し合う、及び、申出るにあたっては、腐敗行為防止、回転ドア及び関連法令を遵守しなければなりません。それらの法令の目的は、当該職員が不適切に影響を受けることを防ぐことです。その違反により、刑事及び民事制裁、並びに参加資格剥奪（debarment）を含む、政府職員及び UTC に対する厳罰を受ける可能性があります。

B. 適用性

本ポリシーは、世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業（以下「**営業単位**」）、並びにその取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）に適用されます。本ポリシーが、[CPM10：米国政府の現職又は元職員及び被雇用者の採用](#)に取って代わられます。

C. 定義

「コーポレート」とは、コーポレート・オフィスをいい、また、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems、UTC Climate, Controls & Security、及び United Technologies Research Center をいいます。その他の太字の用語は、[付属書類 1](#)において定義されます。

D. ポリシー

- 適切な雇用、労働及びプライバシー法に従い、**営業単位**は、現職若しくは元政府職員、又は現職政府職員の**関連当事者**である者を識別するために、**UTC** 従業員又は**個人サービス・ベンダー**としての**雇用**に対するすべての応募者を審査しなければなりません。
- 現職政府職員、又は現職政府職員の**関連当事者**に対し、**UTC** 従業員又は**個人サービス・ベンダー**としての**雇用**の申出をすることは決してできません。もしこれを行なった場合、**賄賂**とみなされる、又はそのように見えてしまうでしょう。
- 営業単位**は、**UTC** 従業員又は**個人サービス・ベンダー**としての**雇用**の可能性について現職の**米国連邦政府職員**と話し合う前に[付属書類 2](#)に従い許可を得なければなりません。
- 営業単位**は、現職政府職員、現職政府職員の**関連当事者**、及び特定の元政府職員に対し、**UTC** 従業員又は**個人サービス・ベンダー**としての**雇用**の申出を行う前に、[付属書類 2](#)に従い許可を得なければなりません。
- 本ポリシーに従い腐敗行為防止及び回転ドア審査を行う代わりに、**営業単位**は、適用される腐敗行為防止及び回転ドア法令への遵守に関して、**個人サービス・ベンダー**以外の**サービス・ベンダー**から表明および保証を得なければなりません。（[CPM 17: サービス・ベンダー](#)、[CPM 48D: ロビイスト](#)、及び [CPM 48E: 販売代理店及び非従業員販売代理人](#)を参照）。

E. 手続

[付属書類 2](#) 参照。

付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます：

- 言及された事業体に対し支配権を行使する事業体; 又は
- 言及された事業体が支配権を行使する事業体; 又は
- 言及された事業体とともに、他の事業体の共通の支配のもとに存在する事業体

コンサルタントは、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- 事業体の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、事業体の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、事業体の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

販売代理店は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

雇用とは、次の個人の採用又は保持をいいます。

- UTC 従業員として（フルタイム、パートタイム、臨時、嘱託従業員、又はインターン（報酬の有無にかかわらず）を含むが、これに制限されない）、
- ベンダーとして（コンサルタント、販売代理店、ロビイスト、非従業員販売代理人（米国政府マーケティング又は米国政府販売を供給するそれらを含む）を含むが、これに制限されない、その他のサービス・ベンダー）、又は
- 次のベンダーの従業員又はコントラクター。
 - UTC の要求により、ベンダーにより採用又は保持されるもの、又は
 - UTC の取引又は業務に関連するサービスを提供するもの。

事業体とは、「営利目的」か否かにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、トラスト、又は同様の事業体、その他の組織をいいます。

政府航空局（GAA）は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、地域、又は地方自治体レベルにかかわらず、米国又は非米国政府、
- 政府航空局（GAA）、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う事業体、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府が支配権を行使する事業体、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関（例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など）、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

高官レベル 1 (High-Level) の米国連邦政府職員とは、次の職に就いている／就いていた米国連邦政府職員をいいます。

- 海軍将官階級（O-7 以上）の武官
- 政治任用職（給与レベルにかかわらず）、又は

- 高級幹部職給与（Executive Schedule）V-I 支払レベルと一致する金額の報酬を受ける、その他の高官（任命又はキャリア上級管理職（Senior Executive Service（“SES”））職員を含む）¹

個人サービス・ベンダーとは、単独の個人が支配権を有し、提案又は提供される本サービスを供給するサービス・ベンダーをいいます（例えば、個人事業者又はシングル・メンバー・コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ又は同様の組織）。

ロビイストは、[CPM 48D：ロビイスト](#)において定義されます。

非従業員販売代理人又は NSR は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- 事業体に関しては、事業体の関連会社をいいます。

本サービスは、[CPM 17：サービス・ベンダー](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、UTC 又は UTC の関連会社の従業員ではない個人をいい、
- 事業体に関しては、UTC 又は UTC の関連会社ではない事業体をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの目的上、UTC の合弁会社パートナー及びベンダー、並びにそれらそれぞれの関連会社は、第三者となります。）

米国連邦政府職員とは、次のもののいずれかをいいます。

- 米国連邦政府軍隊の下士官兵、
- 米国連邦政府軍隊の士官、又は
- 米国連邦政府の行政又は立法部門の高官又は職員（投票により選ばれたか、任命されたか、フルタイムかパートタイムか、報酬を得ているかどうかにかかわらず）。次のものを含みますが、これに制限されるものではありません。
 - 特別政府職員（special government employees）、
 - 連邦諮問委員会メンバー、
 - 議会の選出上級公務員、
 - 現職／元議員、
 - 議員の個人スタッフ、
 - 議会の委員会職員
 - 次のものを含むが、これに制限されないその他の立法局の職員。
 - 議会予算局、
 - 会計検査院、又は
 - 技術評価局、

ただし、事務職、秘書、その他同様の階級職員を除きます。

米国政府マーケティングは、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

¹ 米国人事管理局は、給与表を発行しています。CYs2013-2014 に対する、高級幹部職給与（Executive Schedule）の支払範囲は、レベル 5 の\$147,200 からレベル 1 の\$201,700 までです。大統領は、2014 年のどこかでそれらの金額を調整する意図を発表しています。

米国政府販売は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

ベンダーとは、UTC に対して原材料又はサービスを提供する、既存又は見込みの**第三者**コントラクター又はサプライヤーをいいます。

付属書類 2：手続及び要件

A. 腐敗行為防止法令への遵守

1. 腐敗行為防止法令は、**雇用**の申出又は提供を、そうすることが**賄賂**となる場合、禁止します。
2. **雇用**の申出をする前に、**営業単位**は、現職の**政府職員**、又は現職**政府職員**の**関連当事者**として審査により特定された、**UTC**従業員又は**個人サービス・ベンダー**としての採用候補者をリーガル・カウンセルに照会しなければなりません。
3. リーガル・カウンセルは、提案された**雇用**の当該候補者及び状況を調査し、**営業単位**が申出を進めることができるかどうかを書面で勧告します。当該申出、採用又は保持が**賄賂**となる、又はそのように見える場合、**営業単位**は、進めることはできません。一般的に、報酬の手配に対する絶対禁止に加え、**営業単位**は、**UTC**製品若しくはサービス販売のための入札、又はインセンティブ、その他の規制措置（例えば、許可、認可など）若しくは先送りを申請している、又は提案された申出／採用／保持後 12 か月以内に申請するつもりであるとき、候補者又は候補者の**関連当事者**が助言又は決裁権限を持ち、かつ、明示的／公式にこれを辞退していない各ケースにおいて、**雇用**申出に対し厳重注意が与えられます。入札又は申請日が確定していない場合（例えば、12 か月を超える場合など）、又は、現行若しくは見込みの入札若しくは申請を提出している**営業単位**以外の**BU**が候補者を採用又は保持することを申し出ている場合、(a) その提案されたポジションに適した応募手順を完了し、² (b) その提案されたポジションの公式最低要件（例えば、教育、経験、技術、知識など）の資格を有し、これを満たし、³及び (c) 面接を受けなければならないという条件で、当該候補者の検討を行うことができます。
4. 回転ドア又は同様の規制対象であることが確認又は確信された、現職若しくは特定の元**米国連邦政府職員**、又は現職若しくは元**米国州／地方**若しくは非**米国政府職員**として識別された候補者は、以下のセクション B 及び C に従った追加承認の対象となります。

B. 米国連邦政府回転ドア要件の遵守

1. 米国連邦政府の法令（[同封物 1](#)を参照）では、特定の現職若しくは元**米国連邦政府職員**の**雇用**を禁止又は制限しており、場合によっては、準備的な話し合いでさえも禁じられています。これらのいわゆる「回転ドア」規制の目的は、**米国連邦政府職員**が不適切に影響を受けることを回避することです。その違反により、刑事及び民事制裁、並びに参加資格剥奪（debarment）を含む、**米国連邦政府職員**及び当該採用若しくは保持会社に対する厳罰となり得ます。
2. 当該候補者と話し合いを行う、又は、当該応募手続を進める前に、**営業単位**は、審査により現職又は元**米国連邦政府職員**と特定される、**UTC**従業員として採用又は**個人サービス・ベンダー**として保持されるための候補者を回転ドア調査に照会しなければなりません。
3. 人事部門の指定マネージャー（**UTC**従業員候補者の場合）又は調達組織（**個人サービス・ベンダー**候補者の場合）は、候補者（又は該当する場合、候補者の斡旋会社）に、実質的に[同封物 2](#)と同様の手紙及びアンケートを送り、その手紙の複写及び記載が完了したアンケートをリーガル・カウンセル／被指名人に提出します。

² インターンシップの場合、候補者を採用している**営業単位**は、確立されたインターンシップ又は採用プログラムを有していなければなりません。

³ インターンシップ候補者は、確立されたインターンシップ・プログラムに対する資格を有し、全体又は候補者の専攻分野において少なくとも平均で B グレードを有しており、かつ、**UTC**の事業に関連する分野（例えば、工学、技術、販売、ビジネス・マネジメント、又は**UTC**を支援する機能のうちの1つ）に興味を示していなければなりません。

4. リーガル・カウンセラー／被指定人は、完了したアンケート（及び要求される評価）⁴、を調査し、**営業単位**が候補者と**雇用**の可能性について話し合い、**雇用**の申出をすることができるか、及び、制限が適用されるかどうかについて、書面で（必要に応じて1つかそれ以上の手順により）忠告します。リーガル・カウンセラー／被指名人は、当該法令が特定のクラスの役員又は職員のみ適用される場合、**米国連邦政府職員**に適用される制限の性質及び継続期間の決定に注意を払わなければならない、かつ、**元米国連邦政府職員**が3/5年の検討期間外にいたとしても、従業員又は**個人サービス・ベンダー**候補が生涯禁止を課されていないことを確実にしなければなりません（[同封物1](#)を参照）。最後に、「回転ドア」規制に加え、連邦調達政策室法（Office of Federal Procurement Policy Act）（その修正を含む）、41 U.S.C. §423は、現職及び**元米国連邦政府職員**が不当に特定の米国連邦政府の調達情報及び競合コントラクターを開示することを禁じています。採用／保持の過程で、又は**UTC**従業員若しくは**個人サービス・ベンダー**として会社に在職する間に、いかなる情報も**元米国連邦政府職員**から不当に勧められる、又は、これにより開示されることのないよう確実にするため、アンケートを調査する際、UTCの**調達廉潔（Procurement Integrity）手順**を考慮に入れなければなりません。
5. **営業単位**は、手続を進める前に次の書面による人物保証を受領しなければなりません。

アクション	米国連邦政府職員の種類／地位	要求される書面人物保証
準備的話し合い	元の職員	なし
	現職職員	営業単位 リーガル・カウンセラー
申出	1. 元職員は、調達責任を有しない下士官兵であった	なし
	2. 元職員は、調達責任を有する下士官兵であり、退職日から3年を超えている	なし
	3. 1及び2、又は 高官レベルの米国連邦政府職員 の元職員以外で、退職日から3年以下	営業単位 リーガル・カウンセラー／被指定人
	4. 高官レベルの米国連邦政府職員 の元職員で、退職日から5年を超えている	営業単位 リーガル・カウンセラー／被指定人
	5. 高官レベルの米国連邦政府職員 の元職員で、退職日から5年以下	営業単位 リーガル・カウンセラー、及び UTC CVP 、グローバル倫理及びコンプライアンス
	6. 高官レベルの米国連邦政府職員 ではない現職職員	営業単位 リーガル・カウンセラー
	7. 高官レベルの米国連邦政府職員 である現職職員	営業単位 リーガル・カウンセラー、及び UTC CVP 、グローバル倫理及びコンプライアンス

6. **米国連邦政府職員**への**雇用**申出に対する承認は、**UTC**で行われる予定の職務次第であるため、人事部門は、直前の3年の間に**米国連邦政府**の任務を退職した（又はその責任のある分野において潜在的に特定の事項に対する生涯制限を課せられる可能性のある）**UTC**従業員に対し、彼らが職務変更する際には継続的にそ

⁴ **UTC**社内手続に加え、Public Law 110-181 セクション 847（2008年1月28日）では、特定の元DOD職員が、DOD職務を退職した後2年以内にDODコントラクターから報酬を受け取ることを予期する場合、雇用後規制の適用性に関する意見書を取得することを要求します。本法律は、（1）連邦調達政策室法（Office of Federal Procurement Policy Act）セクション4（16）に定義された通りに、1千万ドル超の価値の調達に個人的及び実質的に参加し、かつ、合衆国法典第5編53-II章に基づく高級幹部職の地位、又は、合衆国法典第5編53-VIII章に基づく上級管理職の地位、又は、合衆国法典第37編201条に基づくグレードO-7の基本給又はそれ以上の報酬を得る陸海軍将官の地位において任務を行う若しくは行った、又は、（2）1千万ドル超の金額の契約に対する、プログラム・マネージャー、プログラム・マネージャー代理、調達契約担当官、契約担当官、供給業者選定官、供給業者選定評価委員会メンバー、又は財務又は技術評価チーム主任として任務を行う若しくは行った職員又は元職員に適用されます。コントラクターは、元職員がそのような意見書を求め及び受領することを最初に決定することなく、「そうと知りながら、[上記の]米国防総省職員への報酬を提供することはできません」。2009年1月15日付けで、防衛調達規則協議会（Defense Acquisition Regulation Council（DARC））は、当該法律により影響を受けるコントラクターがこの禁止事項に遵守することを確実にするため、国防総省調達規則（DFARS）§252.203-7000 – 「元DOD職員の報酬に関連する要件」を追加することにより§847を履行しました。この意見要求は、元DOD従業員により当該局で開始されなければなりません。

の内容を検討する必要性について、定期的に注意喚起します。[同封物 3](#)に類似の形式及び内容の承認書を、**米国連邦政府職員**に対し、その**UTC**採用日より前に送らなければなりません。

C. 米国州／地方及び非米国政府の回転ドア要件への遵守

1. 米国州及び地方、並びに非米国**政府**は、米国連邦**政府**と同等の回転ドア規制を有する可能性があります。当該**政府**の現職又は元**政府職員**を **UTC** 従業員として採用、又は**個人サービス・ベンダー**として保持することを予期する営業単位は、禁止又は規制が適用されるかどうかを判断するために自身のリーガル・カウンセルに問い合わせなければなりません。
2. 応募審査により、回転ドア又は関連する規制対象であると確認又は確信される、現職若しくは元米国州及び地方若しくは非米国**政府職員**が識別された場合、当該**営業単位**は、上記のセクション B（適用要件に合うよう調整された[同封物 2](#)及び[3](#)の使用を含む）に一致した手続及び承認に従い、**UTC** 従業員として採用、又は**個人サービス・ベンダー**として保持するためにその候補者の手続を進めなければなりません。

D. 書類保持

営業単位は、上記セクション A から C に従い行われ、かつ、提供された調査及び証明に関連する（人事部門又は統括調達マネージャーからの採用後の助言通達を含むが、これに制限されない）すべての証明書及びコミュニケーションを（**UTC** 従業員候補に関しては）従業員の人事ファイルに、及び、（**個人サービス・ベンダー**候補者に関しては）契約ファイルとともに保持しなければなりません。

同封物 1：米国連邦政府
「回転ドア」法令の概要

I. 米国議会 – 元議員、オフィサー及びスタッフ

- A. 元上院議員は、退任後 2 年間、他者に代わって公的措置に影響を与える意図を持って、下院若しくは上院のいずれかの議員、高官又は職員、又は立法府事務所とコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことはできない。⁵
- B. 上院の「上級（シニア）スタッフ」⁶は、退任後 1 年間、他者に代わって公的措置に影響を与える意図を持って、上院議員又はスタッフとコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことはできない。その他の上院スタッフは、退任後 1 年間、他者に代わって公的措置に影響を与える意図を持って、自身の元上院議員又はスタッフとコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことを禁じられる。⁷
- C. 下院の議員は、退任後 1 年間、他者に代わって公的措置に影響を与える意図を持って、下院若しくは上院のいずれかの議員、高官又は職員、又は立法府事務所とコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことはできない。
- D. 上下院議員は、当該議員が交渉開始日から起算して 3 営業日以内に、下院公的行動基準委員会（House Committee on Standards of Official Conduct）、又は上院倫理特別委員会（Senate Select Committee on Ethics）に通知しない限り、その後任が選出されるまで、将来の私的な雇用について交渉することを禁じられる。⁸
- E. 「上級（シニア）スタッフ」上下院職員⁹は、将来の私的な雇用又は報酬のための交渉を開始した日から起算して 3 営業日以内に、下院公的行動基準委員会（House Committee on Standards of Official Conduct）、又は上院倫理特別委員会（Senate Select Committee on Ethics）に通知しなければならない。

II. 行政部 - 雇用契約、検討及び交渉

- A. 行政部で働く米国政府職員が私的関心で「交渉」¹⁰又は「求職」¹¹を始める前に、当該職員は、当該将来雇用主に影響を及ぼしうる政府の行動をとる資格の剥奪が要求される。刑事法規、18 U.S.C. §208 では、連

⁵ 18 U.S.C. §§207 (d) (1) 及び 207 (e) (1) . 本規制は、大統領、副大統領、閣僚及び大統領執行政府の高級実務者を含む行政部最上級職員にも適用されます。

⁶ 「上級（シニア）スタッフ」とは、退任前の 1 年間に、60 日以上に対し総計で（2013 年において）年率 130,500 又はそれ以上で支払われた者であり、毎年 1 月 1 日に調整の対象となる。

⁷ 上院規則 37（Senate Rule XXXVII）はまた、登録ロビイストとなる、又は、登録ロビイストにより若しくは登録ロビイストを保持する組織により雇用される元スタッフに対し、1 年のクーリングオフ期間を課している。「上級（シニア）スタッフ」は、上院の全体に対する接触を制限され、非上級スタッフは、そのスタッフの元上院又はそのスタッフに対してのみ制限される。

⁸ 3 日ルールにかかわらず、上院議員は、その私的な雇用が 1995 年のロビー公開法で定義される「ロビー活動」を含む場合、その後任が選出されるまで雇用について交渉することを禁じられる。

⁹脚注 6 を参照。

¹⁰「交渉」は、可能な雇用に関して契約に到達しようとする意図を持って相互に行われる、他人、又は当該人の代理人若しくは仲介業者との話し合い又はコミュニケーションを含み広く解釈される。この用語は、特定の職に対する特定の雇用条件についての話し合いに限定されるものではない。

¹¹「求職」とは、あらゆる人、又はその人の代理人若しくは仲介業者への、当該人との可能な雇用に関する、自発的なコミュニケーションを含む。当該職員の職務の履行又は不履行により直接的に影響を受ける事業体又は個人へ、履歴書その他の提案を提出することは、「求職」となる。しかし、求職には、(a) 単に仕事への応募を要求する、(b) 当該職員の職務の履行又は不履行によ

邦職員が将来の雇用について交渉又は手配している民間団体と財務上の利害関係がある特定の政府案件に、当該職員が「個人的及び実質的に」参加することを禁じている。

- B. 当該規制は、決定、承認、不承認、推薦、アドバイス提供、調査その他の方法により、「個人的及び実質的に」職員が参加する案件に適用される。「個人的に」参加することとは、直接的にそれを行うことをいい、当該案件において実際には上司により指示される部下の参加を含む。「実質的に」とは、職員の関与が当該案件にとって重要であることをいう。
- C. 政府職員は、当該将来雇用主が財務上の利害関係を有する政府案件に参加する資格を剥奪されることにより本法令に違反することを回避することができる。資格の剥奪は、特定案件に参加しないこと、及び、当該職員の監督者に書面通知を提出することにより成立する。また、職員は、18 U.S.C. §208 (b) (1) に基づき発行された書面による権利放棄書を最初に取得した後、当該職員が雇用の交渉をしている雇用主の関与する特定案件に参加することができる。権利放棄書を求めている職員は、自身の監督者に利益相反の性質及び状況について相談し、倫理顧問と調整し、当該将来の雇用主に影響を及ぼす行為を行う前に、参加するための書面による許可を得なければなりません。
- D. 上記に加え、調達廉潔法 (Procurement Integrity Act) 41 U.S.C. §423 は、代理店調達に関連する連邦職員に求職規制を課す。本法律は、非連邦雇用に関して接触する、又は入札者若しくは提案者による接触を受けた職員に対する通知及び資格剥奪要件¹²を含み、進行中の調達に関する特定情報の開示を禁止する。本法律はまた、大きな調達に関与した特定の職員に対し、特定の民間雇用主との雇用を 1 年間、禁止する規定を有する。調達廉潔法 (Procurement Integrity Act) に違反した職員又は組織は、刑事及び民事罰の対象となる。

本法律は、「個人的及び実質的に」10 万ドルを超える代理店調達に参加している、かつ、可能な非連邦雇用に関連する、当該調達の入札者若しくは提案者と接触する、又はこれによる接触を受ける職員が、公式な監督者及び当該機関の指定機関倫理役員 (Designated Agency Ethics Official) に直ちに書面で当該接触について報告し、非連邦雇用の可能性を拒絶するか、又は、調達への今後の参加資格を失格させるかどうかを行うよう要求している。資格剥奪は、当該人がもはや当該連邦機関調達の入札者又は提案者ではなくなった、又は、可能な非連邦雇用に関連する入札者又は提案者とのすべての話し合いが雇用契約又は調整なしに終了したという理由で、当局が当該調達への参加を開始する許可を当該役員に与える時まで継続する。

本法律において、「個人的に及び実質的に参加する」とは、調達に直接的に関連する活動への積極的で重要な関与をいい、次の事項を含む。(1) 調達のための仕様又は作業範囲記述書を起案、見直し又は承認する、(2) 要請書を作成する又は練り上げる、(3) 入札若しくは提案を評価する、又は購買先を選定する、(4) 契約価格又は条件を交渉する、及び(5) 落札を再検討し、承認すること。実質的な参加には、職務上の責任、知識、形だけの関与、又は、管理的若しくは末端的な問題についての関与以上のものを要求される。参加は、特定案件の結果に対する決定力を持つものでなくとも実質的でありうる。実質的の判断は、案件に専念された尽力だけではなく、その尽力の重要さにも基づくものである。一連の末端的な行為が実質的でない可能性がある一方で、重要な段階における 1 度の承認又は参加行為が実質的でありうる。

り影響を受けない事業体又は人に履歴書その他の提案を提出する、又は (c) 事業の一部又は別のクラスとしてのみ、当該職員の職務の履行又は不履行により影響を受ける事業体又は人に履歴書その他の雇用の提案を提出することを包含するものではない。当該状況において、職員は、雇用についての話し合いに興味を示す返答を受けた時点で (例えば、可能な雇用に関し、将来的な雇用主から自発的なコミュニケーションへの拒絶以外の返答がされる)、求職を開始したとみなされる。予見できる将来まで話し合いを延期するという返答は、自発的な雇用提案への拒絶とはならない。

職員は、(1) 当該職員又は見込み雇用主が雇用の可能性を拒絶し、すべての可能な雇用についての話し合いが終了している場合、又は(2) 当該職員の自発的なコミュニケーション後 2 か月が経過し、見込み雇用主から返事がない、又は、当該雇用への興味を示していない場合、もはや求職を行っていないものとする。

¹² 調達資格剥奪を要求される職員は、その調達へのその後の参加に対する資格剥奪についての書面通知を、雇用の話し合いを開始又はこれに従事する前に、契約活動指揮者 (HCA) 又は被指名人に提出しなければならない。

しかし、規制、行政又は予算手続に遵守していることを確認するためだけの調達書類の見直しは、調達への実質的な参加とはならない。一般的に、個人は、(1) プログラムのマイルストーンを検討し、広範囲の局レベルのミッション又は目的を達成するための代替技術又は手段に関して評価及び推奨する局レベル委員会、パネル、その他の諮問委員会、(2) その後に当該全般的、技術的、エンジニアリング又は科学的貢献が特定の調達に組み込まれるかどうかにかかわらず、特定の調達に直接的には関連しない応用の範囲が広い全般的、技術的、エンジニアリング又は科学的貢献の実施、(3) 特定調達の履行を支援する事務的機能、又は(4) OMB Circular A-76 の手続に基づき行われる調達、管理研究への参加、社内費用見積の作成、「最も効率的な組織」分析の作成、及び達成基準、作業範囲記述書又は仕様の開発において他者が使用するデータ又は技術支援の提供への参加のみにより、調達に個人的に及び実質的に参加したとみなされるものではない。

- E. 求職費用。現職の政府高官又は職員は、誠実な雇用の話し合いに関連する、将来雇用主により慣例上、提供されるべきものであるならば、食事、宿泊及び交通費などの旅費支給を受け入れることができる。UTC が職員の職務の履行又は不履行により影響される利害関係を有する場合においては、前記の資格剥奪要求が適用される。
- D. 除隊休暇。多くの軍当局者は、除隊休暇、すなわち、政府の任務から正式に退職する前にまとまった休暇を使用してから雇用を終了することにより彼らの仕事を終える。UTC は、そのような人達を彼らの除隊休暇中に雇用することができる。しかし、当該職員の除隊休暇中はまだ現役であるため、資産公開報告 (OGE 形式 450 又は SF278 のどちらか) を提出することを要求される高官は、当局から書面での許可を得なければならない。加えて、18 U.S.C. §205 は、軍当局者 (下士官でない) 又は連邦軍属が連邦裁判所及び機関においてアメリカ合衆国以外の事業体を代表することを禁じている。18 U.S.C. § 203 は、米国政府に優先して「個人的又は他者により」提供された代表業務に対する報酬を、士官及び軍属が「直接又は間接的に」受け取ることを禁じている。これらの規定は、軍当局者が除隊休暇中に適用される。それらは、引退後の軍当局者には適用されないものである。

III. 元政府職員

- A. 調達廉潔法 (Procurement Integrity Act) は、軍人を含む、現職及び元米国当局者が、連邦政府機関調達契約の入札前に、入札見積又はプロポーザル情報¹³又は供給業者選定情報¹⁴を開示することを禁じている。本法律はまた、その他の個人が連邦政府機関調達契約の入札前に、そのような情報を入手することも禁じている。
- B. 米国政府職員は、18 U.S.C. §208 により、当該職員が政府職員である間に、個人的及び実質的に関与する特定の事項 (例えば、契約、請求など) に関連して、組織を代表してコミュニケーションを取ることを禁

¹³ 本法律は、「入札見積り又はプロポーザル情報」を連邦機関調達契約を締結するための入札又はプロポーザルの一部として、又はそれに関連して連邦機関に提出される次の情報を、当該情報が以前に一般公開されていない場合、含むと定義している。(1) 費用又は価格設定資料 (当該セクションの対象となる調達に関して、10 U.S.C. §2306a (h)、及び当該セクションの対象となる調達に関して、41 U.S.C. §254b (h) により定義される通り)、(2) 間接費用及び直接賃金率、(3) 適用法令に従ったコントラクターにより示された製造過程、作業又は技術についての専有情報、又は(4) 適用法に従い、「入札見積り又はプロポーザル情報」としてコントラクターにより示された情報。

¹⁴ 本法律は、「供給業者選定情報」を連邦機関調達契約を締結するための入札又はプロポーザルを評価する目的で、連邦機関が使用するために作成された次の情報のいずれかとして、当該情報が以前に一般に公開されていない場合、定義される。(1) 連邦政府による封印入札要請に応じて提出された入札価格、又は公開入札開封前のそれらの入札価格一覧、(2) 連邦機関による要請に応じて提出された提案費用若しくは価格、又はそれら提案費用若しくは価格の一覧、(3) 供給業者選定計画、(4) 技術評価計画、(5) プロポーザルの技術評価、(6) プロポーザルの費用又は価格評価、(7) 落札のために選定される合理的な見込みのあるプロポーザルを特定する競争力のある範囲の決定、(8) 入札、プロポーザル又は競合者の順位、(9) 供給業者選定パネル、委員会、又は諮問機関の報告及び評価、又は(10) 当該開示がその情報の関係する連邦機関調達の誠実さ又は正常終了を危うくするであろうという当局長、その被指名人、又はその契約担当官による個々の決定に基づく「供給業者選定情報」として示されたその他の情報。

じられている。追加的広範囲な規制が、管理及び上級レベルの政府職員、元議員、元議会職員及び通商又は条約交渉に関与していた職員に適用されます。当該規制は、当該個人を雇用した部門又は機関に影響を与える意図を持ってコミュニケーションを取ることを禁じる。これらの個人の雇用は、禁じられてはいないが、様々な期間に対するそれらの個人は、特定の種類の業務及びコミュニケーションを行うことができないことに注意すること。場合により、生涯の禁止を含む。

- C. 調達廉潔法 (Procurement Integrity Act) は、政府機関の役人が、コントラクターに対する 1 千万ドルを超える落札に関係するあらゆる重要な地位¹⁵に就いた後の 1 年間に、そのコントラクターの従業員、係長、課長又はコンサルタントとしてコントラクターから報酬を受領することはできないと規定している。禁止されたコントラクターの部門又は関連会社が、争点となる契約に責任を負うコントラクター事業体と同じ製品又はサービスを製造していない場合、その部門又は関連会社により支払われる報酬に対し、例外が適用される。
- D. **10 U.S.C. §2408** により、UTC は、国防省との契約に起因する詐欺又は重罪の判決を下された人を、有罪判決の日から 5 年間は、それを承知で、マネジメント又は監督者の立場で働く、取締役を務める、又はコンサルタントとして働くために雇用することを禁じられている。
- E. **18 U.S.C. § 207** は、元士官及び軍属 (下士官でない)、かつ、一部の予備将校及び特別政府職員に適用されます。
1. サブセクション **207 (a) (1)** は、元高官及び職員が、政府用役中に個人的及び実質的に参加した特定の当事者又は当事者らに関わる特定案件に関連して、(米国以外の) 他者を代表し、影響を与える意図を持って、米国の部門、機関、裁判所又は軍法会議に対し、そうと知りながら、コミュニケーションを取る、又はそれらと会うことを禁じている。この禁止は、元高官又は職員の一生の間、続き、政府用役を終了と同時に開始される。この禁止は、政府により雇用されていた間にある案件に参加した、かつ、その後で、その同じ案件について、アメリカ合衆国に優先して他の者を代表することにより「立場を変える」元高官又は職員にその焦点を置いている。当該法律の本セクションは、しかし、元高官が民間雇用主に対し「舞台裏での」又は「組織内の」支援を提供することを制限するものではない。この禁止はまた、議員又はその立法府の職員に対するコミュニケーション又はそれらと会うことには適用されない。この禁止への違反は、次の 4 つの基準が満たされる場合のみ発生する。(a) 当該元職員は、政府用役中に特定の案件に従事していた、(b) 元職員の業務範囲は、当該案件への「個人的及び実質的な」参加に相当するものであった、(c) 当該特定案件の特定当事者が、当該政府業務の時に識別されていた、及び (d) 元職員は、影響を与える意図を持って、その同じ特定案件に関連して他の者又は事業体を代表して、連邦政府の高官又は職員とコミュニケーションを図る又はそれらと会った。

この禁止により適用される「特定案件」には、特定の契約、申請、判決その他の決定要求、規則制定、主張、論争、調査、請求、告発、逮捕又は訴訟その他の手続を含む。その結果が特定の人に直接的及

¹⁵ これは、当該人が、選定又は落札時に、(1) 1 千万ドル超の落札に対してコントラクターを選定する調達の、調達契約担当官 (PCO)、供給業者選定官 (又は供給業者選定評価委員会メンバー)、又は財務若しくは技術評価チーム主任、(2) 当該コントラクターが関与する 1 千万ドル超の契約に対するプログラム・マネージャー、プログラム・マネージャー代理、調達契約担当官 (ACO) として任務を行った、又は (3) 当該コントラクターへ 1 千万ドル超の契約、下請け契約、変更、又は役務若しくは納品注文を落札する、1 千万ドル超の当該コントラクターに対する契約に適用可能な間接費その他の料率を確定する、当該コントラクターへの 1 千万ドル超の契約又は支払の発行を承認する、又は、当該コントラクターに対し 1 千万ドル帳の請求に応じる又はこれを決裁することを個人的に決断を下したことを意味する。「1 千万ドル超」とは、(1) すべてのオプションを含む落札時の契約価値又は概算価値、(2) 未確定納品、未確定数量又は要求契約に基づく全注文の落札時の概算合計価値、(3) 契約担当官がより低い概算を書面で提供しない限り、複数落札契約 (4) 納品注文、役務注文又は業務委託基本契約に基づく注文の価値、(5) 債務弁済で支払われた又は支払われるべき金額、又は (6) 適用可能な振り分け基準の政府部分に適用された場合の交渉された間接費用その他の料率の概算金額をいう。

び予測可能な影響を持ちうるという場合を除いて、元高官又は職員が関与した一般的政策の制定、又はその他の一般的適用性行為は、含まれない。

このように、大抵の場合、元高官又は職員は、自身が策定を助けた特定の政策にかかわる事案に関連して民間雇用主を代表することができる。この禁止は、元職員が政府用役中に行った同じ特定の案件に従事していない限りは、発生しない。2つの特定案件が同じであるかどうかを判断するために検討すべき要素には、当該案件が同じ基本的事実、同じ又は関連する問題、同じ又は関連する当事者、同じ秘密情報、重要な連邦政府の利害関係の継続的な存在をどの程度、巻き込んでいるか、さらに、2つの案件の時間経過を含みます。

この禁止は、元高官による本案件への参加が「個人的及び実質的」ではない限り、発生しない。個人的及び実質的な参加は、「決定、承認、不承認、推薦、アドバイス提供、調査その他のそのような行動を通して」行使されうる。個人的な参加は、元職員の行動、及び実際には元職員が指示する場合、部下の行動の両方に言及される。実質的な参加とは、当該案件に重要である、又は合理的に重要であるように見える関与をいう。案件への単なる職務上の責任、その知識、又は事務的若しくは末梢的問題への機械的な関与は、実質的な参加には相当しない。

この禁止は、特定案件に対する特定の当事者が政府業務の時に識別されない限り、発生しない。特定当事者は、識別された非政府事業体である。例えば、契約提案の草案要求は、コントラクター候補者が識別される時、特定当事者又は当事者らが関与する特定案件となる。しかし、§207 (a) (1) を適用する場合、元高官の雇用主が政府用役から離れる前に、当該案件の当事者として識別されていた必要はない。一部の特定当事者（又は当事者ら）が識別される限り、本法律は適用される。

2. 2番目の規制は、より短期であり、高官又は職員が案件に職務上の責任を有し、当該案件に個人的及び実質的に参加しなかった場合のみ適用されるということを除いて、前記の生涯規制と同一のものである。政府用役の終了後2年間、**18 U.S.C. § 207 (a) (2)** は、元高官又は職員が影響を与える意図を持って、政府用役の最終年の間、職務上の責任を負った特定当事者又は当事者らが関与する特定案件に関連して政府職員とコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことを禁じています。「職務上の責任」という用語は、「中間的か最終的なものかにかかわらず、かつ、その行使が単独で又は他者とともに可能、個人的又は部下を通してのいずれでも、政府行為を承認、非承認又はその他の方法で指示する、直接的な行政又は執行権限」と定義される。「行政権」とは、案件の補助的な面について調査又は判断を下す権限よりもむしろ、案件を計画、組織又は支配する権限をいう。法律、規制、大統領令、職務記述書又は権限委譲により割り当てられるそれらの領域は、高官の職務上の責任範囲を決定する。政府倫理課は、政府機関において検討されるすべての特定案件が、当該機関長の職務上の責任のもとにあり、そのそれぞれはその業務範囲内の案件に実際に参加する役人に対する責任を負う中間管理職の責任のもとにあると決定している。「現に未決定の」とは、当該案件が単に言及されなかったということではなく、当該案件が元高官の責任領域内にいる人たちに実際に言及された、又は彼らにより検討されているということの意味している。この禁止は、雇用主への内部支援を規制するものではない。元職員は、提案された他の表明時に、当該案件が政府用役の最終年の間に、職務上の責任のもとにあったということを彼らが知っている、又は合理的に知っていたはずである場合を除き、本規制の対象ではない。
3. 通商又は条約交渉 政府用役の終了後1年間、**18 U.S.C. § 207 (b)** は、元高官又は職員が、彼らが入手できる、かつ、情報公開法（Freedom of Information Act）に従い開示を免除された情報に基づき、進行中の通商又は条約交渉に関して、職員又は事業体を、そうと知りながら、代表する、援助する、又は忠告を与えることを禁じている。この規制は、政府用役から離れた又は退職したと同時に開始され、また、前記の **18 U.S.C. § 207 (a) (1)** 又は **(2)** の規定における規制とは異なり、元高官が、あらゆる人又は事業体に対し保護された情報に基づいて、「舞台裏」での支援を提供することを禁じている。この規制は、元高官が政府用役の最終年の間に個人的及び実質的に進行中の通商又は条約交渉に関係

していた場合にのみ適用される。元高官が通商又は条約交渉に個人的及び実質的に参加するために、非米国当事者と接触している必要はない。本セクションに含まれる条約交渉は、上院の助言と同意を要する国際合意に帰するものである。含まれる通商交渉は、大統領が 1988 年包括通商法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act) のセクション 1102 に基づき行うものである。交渉は、(1) 当該交渉の成果は条約又は通商契約であるという関係当局による決定が下された、及び (2) 外国政府との話し合いが文書で開始された時の両方の時点で「進行中」となる。

- F. 元上級職員に適用される規制。「元上級職員」という用語は、すべての元陸海軍将官 (general and flag officers) (グレード O-7 以上の給与)、基本給が高級幹部職給与 (Executive Schedule) に従い特定若しくは固定される地位、又は、基本給が高級幹部職給与 (Executive Schedule) のレベル V に対して支払われる基本給 (2014 年 147,200 ドル) に同等若しくはそれを超える地位で雇用された軍属を含みます。

次の追加的規制がそれらの個人に適用されます。

1. 元省、機関又は構成部門とのコミュニケーションの 1 年間規制 そのような地位で任務を行った後の 1 年間、元上級職員は、§207 (c) により、影響を与える意図を持って、そうと知りながら、省職員、機関、又は彼らが政府機関の最終年の間に任務を行った指定構成部門とコミュニケーションを取る、又はそれらと会うことは、当該コミュニケーション又は会合が案件についての通知書を求めているその他の人に代わって行われる場合、禁じられています。この 1 年の規制は、政府用役の終了ではなく、職員が上級職員でなくなった日から、この 2 つが同時に発生しない場合は、起算される。上記、§ 207 (a) (1) 及び § 207 (a) (2) の規制と同様、この規制は、政府とコミュニケーションを取る及びそれと会うことを禁じているが、「舞台裏」での支援を禁じていない。しかし、この禁止は、いくつかの重要な点で上記の規制とは異なるものである。(a) 元上級職員は、本案件への事前の関与又は責任を有していた必要がない、(b) 含まれる案件がより広範囲であり、特定当事者を含む必要がない、及び (c) 元上級職員が政府用役の最終年の間に任務を行った省又は機関とのコミュニケーションに限られ、政府全体に及ばない。§ 207 (c) の解釈上、国防総省は親部門及び様々な構成部門に分かれる。現在のところ、指定 DOD 構成部門は、海軍省、陸軍省、空軍省、国防情報システム局、国防情報局、国防兵站局、国家画像地図局、国防総省特殊兵器局、国防長官府、及び国家安全保障局である。臨時派遣員規則に従い、¹⁶それらの構成部門の元職員は、その他の指定構成部門へコミュニケーションを取ることを禁じられていない。

備考 1 : 2004 年度国防授權法 (National Defense Authorization Act) (Pub. L. No. 108-136, Nov. 23, 2003) のセクション 1125 は、2005 年 11 月 24 日に期限切れとなった。18 USC 207 (c) の規制が、追加的に上級管理職 (Senior Executive Service (SES)) 職員のレベルに拡張されることを要求する規定を含めた。国防授權法省 (the Department of Defense Authorization Act) に含まれるが、これは、政府全体に適用される。満了となったが、基本給と適用地域給の合計が 2004 年 1 月 11 日時点で \$135,805 と同等かそれを超える SES 職員については、彼らの基本給がエグゼクティブ・レベル II (2014 年の場合、\$156,997.50) の 86.5% 以上のままである限り、当該職員は、18 U.S.C. 207 (c) の適用対象である。

備考 2 : 2009 年 1 月 21 日の大統領令 13490 は、すべての執行機関において 2009 年 1 月 20 日以降に任命されたすべての「被任命者」が次の内容の書面による倫理契約に署名することを要求している。

- (1) 登録ロビイスト又はロビー組織から贈り物を受け取らないこと (UTC ポリシー 4 及び 5 を参照)、
- (2) 任命された日から 2 年間、元の雇用、ロビー活動、又は元顧客に直接及び実質的に関連する特定当事者が関与する特定案件への参加を控えること、
- (3) 18 U.S.C. §207 (c) の規制を政府用

¹⁶ Under 18 U.S.C. § 207 (g) に基づき、ある部門から別の部門へ派遣される役員又は職員は、その派遣される期間中、両部門の役員又は職員であるとみなされる。このように、政府用役の最後の年に、OSD に任命された海軍士官は § 207 (c) により、海軍省及び OSD の両方とコミュニケーションを取ることを阻止される。

役から退職後 2 年間、延長することに合意する、及び (4) オバマ政権の残余期間、対象となる行政部門職員又はノンキャリア SES 被任命者に圧力をかけることをしない。「被任命者」とは、上院の助言と同意をもって大統領及び副大統領により任命された人、ノンキャリア SES 被任命者、又は競合サービスから除外される地位（「添付書類 C」立案及び秘密の地位）をいう。

2. 外国企業体を代表することの 1 年間規制。そのような地位で任務を行った後の 1 年間、元上級職員は、§ 207 (f) により、その公務を実施している米国政府の上官又は職員に影響を与える意図を持って、そうと知りながら、外国企業体を代表、援助する又はこれに忠告を与えることを禁じられている。この 1 年の規制は、政府用役の終了ではなく、職員が上級職員でなくなった日から、この 2 つが同時に発生しない場合は、起算される。本サブセクションの解釈上、「外国企業体」には、外国政府、及び、あらゆる国又は国の一部に自主行政管轄権を行使している人又はグループを含む。本用語はまた、外国の政党、及び、外国若しくは外国政府の設立、行政若しくは管理に従事する、又は、従事することを求める組織又は個人のグループを含む。外国の営利企業は、統治者としての機能を行使しない限り、§207 (f) の解釈上、一般的に「外国企業体」とみなされるものではない。元上級職員は、当該企業体の代理人又は弁護士として行動する、又はその他の方法でこれに代わって政府の部門又は局の職員にコミュニケーションを取る又はそれと会うとき、外国企業体を「代表している」。元上級職員は、コミュニケーション又は会うこと以外により当該企業体を支援するとき、外国企業体を「援助する」又はこれに「助言を与える」。外国企業体へのそのような「舞台裏」の支援には、例えば、局への提案されたコミュニケーションを起草する、部門と会うことについての忠告を与える、又は、部門又は局の上官が特定の行動を取るよう説得するために計画されたその他の戦略について相談することを含む。元上級職員の代表、援助又は助言は、現職の部門又は局職員の職務上の自由裁量に影響を与える意図を持って行われる又は提供される場合のみ、禁じられる。科学又は技術情報を提供する目的のためだけに行われたコミュニケーションに対する例外も存在する。そのようなコミュニケーションは、影響を与える意図にはならない。この免除は、18 U.S.C. §207 (b)、すなわち、通商及び条約交渉に関する規制、及び、18 U.S.C. § 207 (f)、すなわち、元上級職員が外国企業体を代表、援助及び忠告することに関する規制を除く、前記のコミュニケーションについての規制すべてに適用される。この免除は、18 U.S.C. § 207 (j) (5) に存在する。18 U.S.C. §207 における当該規制は、職務上の政府の任務を履行する、又は州若しくは地方政府の選挙で選ばれた役人として任務を行うにあたり、アメリカ合衆国に代わって行われるコミュニケーションには適用されない。この規制に基づき、例えば、退役司令官又はレポーティング上級幹部は、本セクションに違反することなく、適用規則に従い、元部下についての評価及び適格性報告を修正することができる。元職員は、宣誓のもとで証言し、又は、偽りの場合には偽証罪に問われることを承知のもとで要求される陳述を行うことができる。元職員は、それが証言の主題に関連するとき、裁判所命令に従って提供される場合に限り、そうでない場合は、その他、上記の生涯に渡る制限 (18 U.S.C. §207 (a)) の対象ではない場合に、専門家の意見証言を行うことができる。この規制はまた、國務長官が事前にそのような活動が政府の利益となることを認める場合、政府が参加する国際組織を代表、援助又は助言することを禁じない。

G. 外国政府が管理する機関による雇用

1. UTC 営業単位の中では発生する可能性は低いですが、外国政府が所有、運営又は管理する商業機関による雇用は、禁じられている。例えば、外国政府に研修サービスを提供する契約に基づきアメリカ企業により採用される退役将校は、政府が当該契約に従い、その将校を解雇する、又はその活動を監督し、指示する権限を有するとき、外国政府により雇用されることが定められた。外国政府との利益及び所有権の統合を有する企業による雇用も、この規制の範囲に含まれる。
2. **外国代理人登録法**。外国関係事業（例えば、外国政府により一部、所有、又は支配される UTC ユニット）による雇用を希望する元政府職員は、その雇用が 1938 年外国代理人登録法に基づき外国事業主の代理人として登録を要求されるかどうかを考慮しなければならない。この法律は、外国事業主の代理人としての活動に従事するすべての人が登録届出書を司法長官に提出することを要求する。そのよ

うな登録が必要とされる場合、米国の「公人」が代理人として行動することを禁じる刑事法令に違反せずに、退役将校が、そのように雇用されることが可能かどうかという特定質問がある。

**同封物 2：米国連邦政府職員
「回転ドア」アンケート**カバーレター

[日付]

[採用候補者の氏名 & 住所]

件名： 「回転ドア」アンケート

様

[個人サービス・ベンダーの説明]として UTC 従業員/保持者としての採用]の可能性に関連する今後に向けての話し合いに関して、あなたの[履歴書/申込書]によると、あなたが米国政府（以下、「USG」）の行政又は立法部の現職若しくは元上官若しくは職員であると記載されていることに注目しました。

いわゆる「回転ドア」法に遵守するため、United Technologies Corporation（以下「UTC」）は、USG の現職及び元職員を注意深く審査しています。弊社では、採用する人が誰であるか、いつどのように採用するか、そして元 USG 職員が UTC でどんな業務を行うかについて注視します。さらに、UTC 事業単位が関係する連邦機関調達に個人的及び実質的に関与する可能性のある政府上官又は職員との[ベンダーとしての雇用/保持]について話し合うことに対する規制が存在します。

UTC がそれらの規制のいずれかが適用されるかどうかを決定するために必要な追加情報を求める質問表を同封いたします。完全に及び正確に各質問に答え、質問表の署名欄に署名をお願いいたします。必要な場合は、追加書類を添付してください。質問に返答するために必要な情報が入手できない場合、その旨を記載してください。

記載を完了した質問表を受領しない限り、弊社は、[雇用/保持]について話し合いません。

この質問表を読む際、「UTC」という用語は、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems、及び UTC Climate, Controls & Security、United Technologies Research Center などの、United Technologies Corporation のすべての部門、子会社及び支配される関連会社を含んでのご理解ください。

この質問表に関連する質問は、[() ____ - ____]の[]に宛てられます。

質問表

この質問表の解釈において、「**米国連邦政府職員**」とは、以下のいずれかをいいます。

- 米国連邦政府軍隊の下士官兵、
- 米国連邦政府軍隊の士官、又は
- 米国連邦政府の行政又は立法部門の高官又は職員（投票により選ばれたか、任命されたか、フルタイムかパートタイムか、報酬を得ているかどうかにかかわらず）。次のものを含みますが、これに制限されるものではありません。
 - 特別政府職員（special government employees）、
 - 連邦諮問委員会メンバー、
 - 議会の選出上級公務員、
 - 現職/元議員、
 - 議員の個人スタッフ、
 - 議会の委員会職員
 - 次のものを含むが、これに制限されないその他の立法局の職員。

- 議会予算局、
- 会計検査院、又は
- 技術評価局、

ただし、事務職、秘書、その他同様の階級職員を除きます。

米国連邦政府職員

1. あなたは、上記に定義される**米国連邦政府職員**ですか／でしたか？

- はい いいえ

「はい」と答えた場合、質問2にお答えください。

「いいえ」と答えた場合、あなたに対する質問は以上です。以下に署名し、この質問表を UTC へ返送してください。

UTC による雇用又は保持候補：

2. あなたは、UTC 従業員として採用又はコントラクター／ベンダーとして保持されることを求めますか？

- 従業員 コントラクター／ベンダー

3. あなたが望む／予期する職務及び責任を簡単に説明してください。

[]

4. あなたは、あなたの UTC での責務が次のものとの接触を含むと予期しますか？

- 職員を含む、米国連邦政府の部門、局又は裁判所？

- はい いいえ

- あなたが雇用されている／されていた部門、局又は裁判所？

- はい いいえ

- 外国企業体又は外国企業体に関連する米国連邦政府の局又は政府機関？（「外国企業体」には、外国企業、外国政府又は外国政党を含みます。）

- はい いいえ

- あなたが米国連邦政府職員である間に個人的及び実質的に関わった案件又は手続に関する米国連邦政府（行政、立法、司法府）？

- はい いいえ

- 当局又は議会において未決定であった、かつ、これに対しあなたが監督権限又は承認を行使していた案件又は手続に関する米国連邦政府（行政、立法、司法府）？

- はい いいえ

「はい」と答えた場合、すべての関連事項にお答えください。あなたの以前の局又は議会付属機関との予測される接触の種類を詳述してください。特に、米国連邦政府に対する（直接又は間接的な）「販売」又はマーケティングに関連する活動を明記してください。

[]

5. 将来的な雇用又は保持について UTC と最初に連絡をとった日にちを明示してください。

[]

6. UTC の連絡窓口は誰ですか？

[]

7. 当該連絡の方法及びその連絡を最初にしたのは誰かを簡単に説明してください。

[]

8. UTC との最初の連絡が米国連邦政府上官又は職員であった時に発生していた場合、あなたは、自身の監督者にその連絡について報告しましたか？

はい いいえ

「はい」と答えていて、書面で監督者に当該連絡を報告した場合、そのコピーを添付してください。

9. UTC との最初の連絡が米国連邦政府上官又は職員であった時に発生していた場合、あなたは、失格通知を提出しましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、コピーを添付してください。

米国連邦政府雇用履歴（執行機関及び議会、スタッフなど）：

10. 米国連邦政府での現役勤務又は軍属雇用を退職した日にちを明示してください。

[]

11. 退職日時点の、軍人給与等級（E-4、O-6 など）、GS 等級（GS-13 など）、又は高級幹部職給与のレベルは何でしたか？

[]

12. あなたは、軍隊又は州兵予備部隊の隊員でしたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、あなたの予備役の地位についての種類、予備部隊での期待される職務についての詳細を記載してください。

[]

13. 米国連邦政府高官又は職員（行政又は立法府）であった間に就いていたすべての現職及び過去の地位を記載してください。各地位のランク又はグレード、日にち、概要、及び、各地位の勤務場所を含めてください。

[]

14. 過去 2 年以内に、米国連邦政府局の調達の仕事（交渉、評価、選択、承認若しくは落札、品質保証、運用開発試験、監査若しくは契約に基づく支払承認、又は、調達プログラムの管理を含む）、又は、米国連邦政府の代表として UTC のユニットのいずれかが関係する契約、請求又は決裁行為の交渉に参加したことがありますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、そのような活動に携わった労働日数の割合、及び、UTC が関わった活動の説明などのより詳細な内容を記載してください。

[]

15. あなたは、米国連邦政府用役にいる間に（いつでも）、UTC へ提供することを予定しているサービスに関係する、UTC 製品又はサービスに関係する、又は、UTC の従業員、役員、代理人又は代表者に関係する、あらゆる案件に個人的及び実質的に関与していましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、関与した日を含む完全な細目を記載してください。

[]

16. 米国連邦政府に雇用された過去 1 年間、又は雇用されていた最終年の間に、あなたの職務上の責任において未決定の UTC に関わる案件はありましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、すべての詳細を記載してください。

[]

17. 米国連邦政府職員である間、あなたの仕事は、UTC との接触又は取引関係を伴っていましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、どのような接触であったか、及びその期間、並びにあなたの米国連邦政府職務内容の説明を記載してください。

[]

18. 米国連邦政府後雇用に関して、「倫理」意見を、監督者、機関倫理担当官（agency ethics official）、行動規範カウンセラー、その他同等の資格をもって業務を行う米国連邦政府職員に要求又はこれから受領したことがありますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、すべての当該意見のコピーを添付してください。

備考：DOD 連邦政府調達規則補足 252.203-7005 に基づき、UTC は、18 USC 207、41 USC 2101-2107、5 CFR Parts 2637 及び 2641、並びに連邦政府調達規則 3.104-2 により規定されるすべての雇用後規制にあなたが遵守していることを保証する義務を負います。

公法 110-181（2008 年 1 月 28 日制定）のセクション 847 において、一部の元 DOD 職員が DOD 職務の退職後 2 年以内に DOD コントラクターから報酬を受け取ろうとする場合、雇用後規制の適用性に関して意見書を取得することを要求します。本法律は、(1) 連邦調達政策室法（Office of Federal Procurement Policy Act）第 4 条（16）に定義された通りに、1 千万ドル超の価値の調達に個人的及び実質的に参加し、かつ、合衆国法典第 5 編 53-II 章に基づく高級幹部職の地位、又は、合衆国法典第 5 編 53-VIII 章に基づく上級管理職の地位、又は、合衆国法典第 37 編 201 条に基づくグレード O-7 の基本給又はそれ以上の報酬を得る陸海軍将官の地位において任務を行う若しくは行った、又は、(2) 1 千万ドル超の金額の契約に対する、プログラム・マネージャー、プログラム・マネージャー代理、調達契約担当官、契約担当官、供給業者選定官、供給業者選定評価委員会メンバー、又は財務又は技術評価チーム主任として任務を行う若しくは行った職員若しくは元職員に適用されます。コントラクターは、元職員がそのような意見書を求め及び受領することを最初に決定することなく、「[上記の]元国防総省職員への報酬を、それを知りながら、提供することはできません」。

19. 米国連邦政府機密情報に何らかの方法で関わる予定がありますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、要求される最高のアクセスレベルは何ですか？ _____.

機密情報取扱許可を現在、保有していますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、許可の種類、付与日、及びそのような情報を証明するために必要なその他の関連情報に関する詳細を記載してください。

[]

20. 詐欺その他の重罪の判決を受けたことがある、米国連邦政府と取引を行うことを禁じられ又は一時停止されたことがある、米国連邦政府により、UTC その他の米国連邦政府コントラクターのためのサービスを行う資格がないと宣言されたことがある、重罪のことで告発されたことがある、又は、現在、重罪につながるような取り調べの対象となっていますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、そのような措置のあった日付及び処置を含む、完全な詳細を記載してください。

[]

21. 雇用後の活動に関してあなたの機関により要求される通知又は報告を提出していますか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、コピーを添付してください。

22. 直近の 1 年間又はあなたが連邦政府に雇用されていた最後の 1 年間に、なんらかの通商又は条約交渉に参加していましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、そのようなすべての活動の詳細を添付してください。

[]

23. 米国連邦政府行政部の被任命者である／であった場合、大統領令 13490 又はその他により要求される倫理合意に署名しましたか？

はい いいえ

「はい」と答えた場合、コピーを添付してください。

証明

下記の署名により、この質問表に対する答えが正確かつ完全であることをここに証明します。

署名: _____

氏名: _____

住所: _____

日付: _____

**同封物 3 : 米国連邦政府職員
承認書**

政府雇用後承認契約

この申出は、以下の条件へのあなたの理解及び遵守を条件とするものであります。

- (1) 現在、予備／州兵／軍隊／連邦文民兵役に就いている場合、あなたは、残存兵役期間中、United Technologies Corporation (UTC) の財務上の利害関係に直接的な及び予測できる影響を与える特定の案件に関与せず、かつ、これに対する監督責任も持つことはありません。本項及び下記で使用される「特定案件」は、特定の調査、申請、判決若しくは決定要求、規則制定、契約、論争、主張、請求、告発、逮捕又は訴訟その他の手続のことをいい、単なる UTC 装置の使用又は UTC 社員との接触は、一般的に、この回転ドア規制の解釈上、「特定案件」としての適格性を得るものではありません。予備／州兵／軍隊／連邦文民兵役の残存期間中の職務がそのような UTC 案件に関わり任務を行うことが要求されるように変更となった場合、あなたは、直ちに連邦雇用主に対し書面で当該案件へのその後の参加を辞退し、UTC 監督者に即座に通知しなければなりません。18 U.S.C. § 208 を参照のこと。
- (2) あなたは、米国連邦政府により雇用されている間、個人的及び実質的に関与した特定案件に関連して米国連邦政府の上官又は職員に、そうと知りながら、影響を与える意図を持って、コミュニケーションを図る又はそれと会うことを永久に禁じられています。18 U.S.C. § 207 (a) (1) を参照のこと。
- (3) あなたは、予備／州兵／軍隊／連邦文民兵役の終了後 2 年間は、米国連邦政府により雇用されている間、職務上の責任のもとで未解決の特定案件に関連して米国連邦政府の上官又は職員に、そうと知りながら、影響を与える意図を持って、コミュニケーションを図る又はそれと会うことができません。18 U.S.C. § 207 (a) (2) を参照のこと。
- (4) UTC での雇用が軍隊／連邦文民雇用からの除隊休暇中に開始される場合、その除隊休暇中、米国に対する申立を起訴する、又は米国連邦政府に優先して UTC の代理人を務める、又は米国政府に優先して提供された代理人業務に対する報酬を受領することはできません。18 U.S.C. §§ 203 & 205 を参照のこと。
- (5) UTC 業務の履行において、意図的であるかどうかにかかわらず、次のいずれも使用または開示することはできません。(i) 予備／州兵／軍隊／連邦文民兵役中に入手した UTC 競合会社の専有情報、又は (ii) UTC にその競合会社に関連する不当な競争利益を与える予備／州兵／軍隊／連邦文民兵役中に入手したその他の非公開情報。

署名: _____ 日付: _____

氏名: _____